

「監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」、監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」及び監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」の改正」（公開草案）に対する
コメントの概要及び対応について

2024 年 9 月 26 日

日本公認会計士協会

1. コメントの対象となった公表物の名称及び公表時期

2024 年 2 月 15 日に公表した以下の公開草案

- ・ 「監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」、監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」及び監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」の改正」（公開草案）

2. コメント募集期間

2024 年 2 月 15 日（木）～2024 年 3 月 15 日（金）

3. 公開草案を踏まえた公表物の公表時期

2024 年 9 月 26 日（木）

4. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と日本公認会計士協会の対応である。

「コメントの概要」には主なものを記載しているが、以下に記載されていないコメントについても日本公認会計士協会では検討を行っている。

「コメントの概要」には、文章表現のみに関するものについては、記載していない。

No.	項目	コメントの概要	コメント者の属性	対応	修正の有無
1	全般	<p>本改正は、本年度の定期総会に付議される倫理規則改正と関連していると理解しています。</p> <p>倫理規則改正案を見ると早期適用が認められているようですが、その場合本改正の適用の取扱いはどのようになりますでしょうか。</p>	個人会員	<p>各報告書等の適用時期の記載において、下線部のとおり倫理規則を早期適用した場合の取扱いを追記いたしました。</p> <p>・ 本報告書（2024年9月26日）は、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに同日以後開始する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。<u>ただし、倫理規則（2024年7月18日変更）を早期適用する場合には、併せて本報告書を早期適用する。</u></p>	有

以 上